
第 1 編

総 論

第1章 総則

第1節 計画の目的

えびの市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、えびの市防災会議が本市の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害の防災対策計画として策定するものである。

この計画は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため市、指定公共機関、指定地方行政機関等が、それぞれの有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害に関する予防、災害応急対策、災害復旧等を効果的に実施することを目的とする。

- ①えびの市の地域に係る防災に関し、市及び公共団体その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- ②防災に関する教育訓練、防災知識の普及及び防災施設の整備その他の災害予防の計画
- ③防災に関する災害対策組織、動員、気象予警報などの情報伝達、災害情報などの収集・伝達及び避難、水防、消防、救急救助、衛生、文教、交通輸送ならびに地震その他の災害に係る応急対策の計画
- ④災害復旧・復興に関する計画
- ⑤その他えびの市の地域防災に係る必要な計画

第2節 計画の基本方針

この計画は、市及び防災関係機関が必要な体制を確立し、市における総合的、計画的な防災行政の推進を図るものであり、この計画の策定にあたっては、下記の諸点を基本方針とする。

1 人命の安全確保を最優先にした防災対策の推進

近年の自然災害の態様は大規模かつ複合化しつつあり、最新の科学技術をもってしても災害を完全に防ぎきることは難しい。このため、本防災計画では、災害発生が予見できる際に、避難情報の早期伝達や高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する避難準備体制を充実させるなど、人命の安全確保を最優先とする防災対策を推進する。

2 減災の考え方による効果的な防災対策の推進

減災とは、災害時に予想される被害を最小化するための取り組みであり、あらかじめ市域で災害時に予想される被害の発生状況を想定したうえで、その被害を最低限に留めようとする防災対策である。市は、災害時において最も重要な防災課題に対して限られた予算や資源を集中しつつ、その被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

3 市及び防災関係機関による防災対策の推進

市及び防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。

その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。

4 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、行政機関の最も重要な役割の一つである。しかし、東日本大震災などの大規模な災害による教訓から、市民や企業が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には直ちに自分の身を守り、さらには隣近所をはじめとする地域にてお互いが助け合うことが、効果的な防災対策を推進していくうえで非常に重要となっている。

よって、市は、市民・企業が自らを災害から守る「自助」、自治会など地域社会がお互いに助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」の適切な役割分担に基づいて防災対策を推進する。

5 東日本大震災などの災害教訓を踏まえた大規模災害対策の充実

東日本大震災では大規模かつ広域にわたる地震・津波災害及び原子力発電所の事故が発生し、自治体は甚大な被害をこうむり、応急対策体制の立ち上げなどに混乱をきたした。また、近年の自然災害は、台風の巨大化や局所的なゲリラ豪雨の頻発などにより、大規模化しつつある。

市では、東日本大震災など過去の大災害で得られた災害教訓を改めて見直し、災害伝承や先人からの教訓などを活かし、大規模災害対策に対して多角的な見地から検討し、より総合的な防災対策を推進する。

6 他の地方公共団体への応援

東日本大震災では、被災地以外の自治体からの応援が迅速に行われ、被災地における災害時の業務遂行に大きく役立った。市は、この教訓を踏まえ、広域自治体間での相互応援体制を強化する。

市長は、他の地方公共団体から応援を求められたときには、本市のもつ「たすけあいの精神」に基づいて所要の市職員を被災自治体に派遣するなどして、積極的な支援活動を行う。

第3節 計画の構成

この計画は、えびの市の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めたものであり、次の5編及び資料編で構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 風水害、共通対策編
- 第3編 震災対策編
- 第4編 火山噴火災害対策編
- 第5編 事故災害対策編
- 第6編 原子力災害対策編
- 資料編

第4節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- ア 基本法：災害対策基本法をいう。
- イ 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- ウ 市（本市）：えびの市をいう。
- エ 県：宮崎県をいう。
- オ 市防災会議：えびの市防災会議をいう。
- カ 市防災計画：えびの市地域防災計画をいう。
- キ 市業務継続計画：えびの市業務継続計画をいう。
- ク 県防災計画：宮崎県地域防災計画をいう。
- ケ 市情報連絡本部：えびの市情報連絡本部をいう。
- コ 市災害警戒本部：えびの市災害警戒本部をいう。
- サ 市災害対策本部：えびの市災害対策本部をいう。
- シ 市水防本部：えびの市水防本部をいう。
- ス 県地方支部：宮崎県災害対策本部西諸県地方支部をいう。
- セ 県災害対策本部：宮崎県災害対策本部をいう。
- ソ 本部長：えびの市災害対策本部長をいう。
- タ 県地方支部長：宮崎県災害対策本部の西諸県地方支部長をいう。
- チ 消防本部：西諸広域災害支援拠点施設または西諸広域行政事務組合消防本部及びえびの消防署をいう。
- ツ 自治会：市域の自治会をいう。
- テ 自主防災組織（会）：市域の自主防災組織（会）をいう。また、その責任者は自主防災会長という。
- ト 災害ボランティアセンター：えびの市災害ボランティアセンターをいう。
- ナ 災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他及ぼす被害程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- ニ 食料：食物、食品、食料品などの食べ物全般をいう。米、麦などの主食を示す食糧と同義とする。
- ヌ 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
- ネ 避難指示等：高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

第5節 他計画との関係

この計画は、基本法第42条に基づき、市防災会議が作成する計画であって、「えびの市総合計画」で掲げる防災分野でのまちづくりの基本的な目標を実現するため、本市及び防災関係機関が市域の保全ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定する基本的かつ総合的な計画である。

また、この計画は、指定地方行政機関の長または指定公共機関などが作成する防災業務計画や県防災計画などの他の計画との整合を図るとともに、救助法に基づき県知事が実施する災害救助事務などとの整合を図りながら定めるものとする。

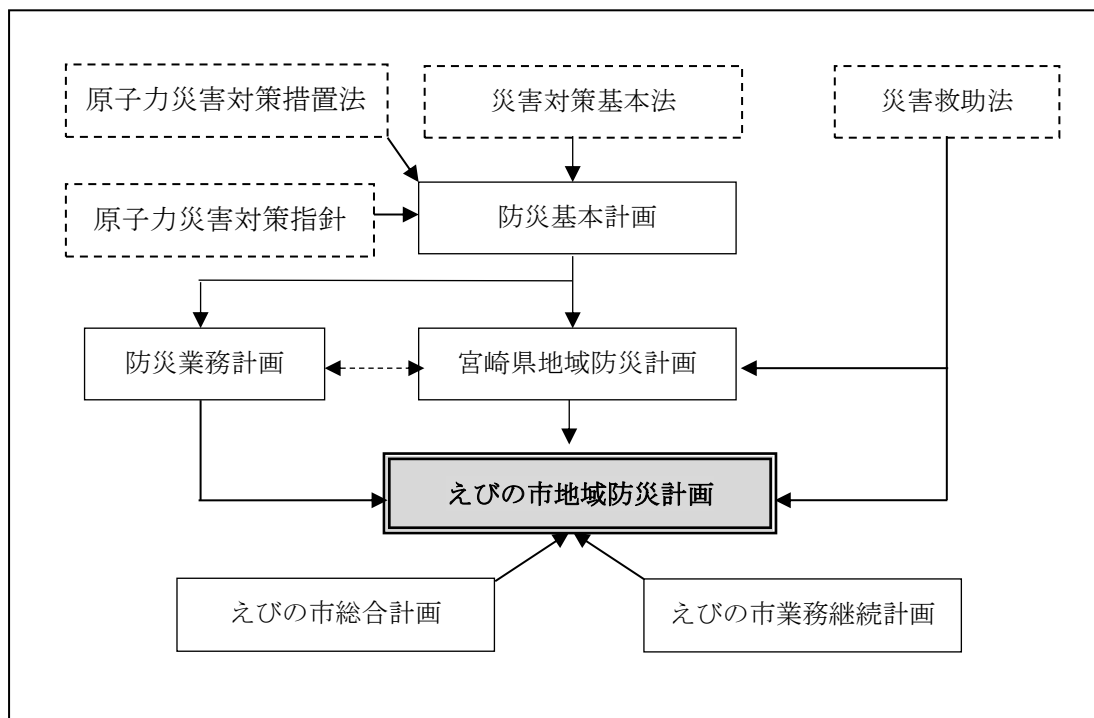


図 えびの市地域防災計画と関連する計画の関係

第6節 計画の修正

この計画は、国や県による防災関連法規や方針及び防災計画ならびに本市における社会構造などの変化などを考慮し、基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議において審議し、速やかに修正する。

第7節 計画の習熟

この計画は、市職員及び防災関係機関ならびにその他防災に関する重要な施設の管理者に習熟させるとともに、特に必要と認める事項については住民に対しても広く周知徹底を図る。

第2章 防災関係機関等の責務と 業務の大綱

第1節 防災機関等の責務と処理すべき事務及び業務の大綱

第1 機関等の責務

1 市

市は、市域及び市民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、国、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、公共的団体ならびに市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防本部

消防本部は、広域の災害支援拠点施設として、業務の公共性または公益性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市が行う防災対策の諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。また、大規模災害発生時における消防本部の効果的な初期活動、複数の通信手段を駆使し情報収集を行い、各組織・団体などの調整・支援体制（受入準備）の構築を行う。

3 県

県は、県域及び地域住民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため、災害が市域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域及び市民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を

実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務及び業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務及び業務の大綱
えびの市	【災害予防】 ○市防災会議に係る事務に関すること。 ○市災害対策本部などの防災対策組織の整備に関すること。 ○防災施設の整備に関すること。 ○防災に関する教育、訓練に関すること。 ○県及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。 ○防災に必要な資機材などの整備、備蓄に関すること。 ○生活必需品、応急食料などの備蓄に関すること。 ○給水体制の整備に関すること。 ○市域内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ○災害危険区域の把握に関すること。 ○各種災害予防事業の推進に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 ○要配慮者の安全確保に関すること。 ○企業などの防災対策促進に関すること。 ○災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること。 ○市防災行政無線など情報通信の施設整備などに関すること。 ○災害警戒避難体制などの整備に関すること。 ○保健衛生・防疫体制の整備に関すること。 【災害応急対策】 ○市災害対策本部などの防災対策組織の運用に関すること。 ○水防・消防など応急対策に関すること。 ○災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ○避難指示等の発令及び避難者の誘導ならびに避難所の開設に関すること。 ○災害時における文教、保健衛生に関すること。 ○災害広報に関すること。 ○被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ○復旧資機材の確保に関すること。 ○災害対策要員の確保・動員に関すること。 ○災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ○防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。 ○地域安全対策に関すること。 ○被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。

機 関 名	処理すべき事務及び業務の大綱
えびの市	○災害ボランティアの活動支援に関すること。 ○市の所管施設に係る被災状況調査に関すること。 ○自衛隊への災害派遣要請に関すること。 ○救助法などの運用に関すること。 ○災害時における相互応援協定締結などに基づいた応援要請に関すること。 ○医療救護活動に関すること。 ○給水・食料・生活必需品の確保に関すること。 【災害復旧・復興】 ○公共土木施設、農地及び農林水産用施設などの新設、改良及び災害復旧・復興に関すること。 ○災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること。 ○り災証明の発行に関すること。 ○市民税など公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 ○義援金品の受領、保管ならびにそれらの配分に関すること。 ○災害復興計画に関すること。 ○災害時に発生しがれきの処理に関すること。
消防本部	【災害予防】 ○消防施設、消防体制に関すること。 ○救助及び救援体制に関すること。 ○防災に関する教育、訓練に関すること。 ○県、市及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ○防災に必要な資機材などの整備に関すること。 ○市内における公共的団体及び自主防災組織の指導に関すること。 ○危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 ○危険物など施設の実態把握と防護の指導監督及び立入検査に関すること。 ○救援物資・備蓄、家庭・事業所における備蓄推奨に関すること。 ○交通手段や通信方法について、事前対策と実際の使用方法などの訓練の実施に関すること。 【災害応急対策】 ○高機能指令センター・消防救急デジタル無線を駆使し、通常の情報伝達手段が使用できない場合に備えた被害の情報集約及び被害調査に関すること。 ○災害時における消防相互応援協定に基づいた応援要請に関すること。 ○情報通信事業者との協力体制の構築に関すること。 ○石油商業組合その他関係団体との連携による燃料の確保に関すること。 ○支援受入準備（緊急消防援助隊などの調整・支援体制）に関すること。 ○火災発生時の消火活動に関すること。 ○水防活動の協力・援助に関すること。 ○災害規模に応じて市職員への災害情報発信、災害広報に関すること。 ○被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ○災害時の避難誘導ならびに避難所の開設に関すること。 ○災害時救護所の開設に関すること。 ○復旧資機材の確保に関すること。 ○地域安全対策に関すること。

機 関 名	処理すべき事務及び業務の大綱
宮崎県	【災害予防】 ○県防災会議に係る事務に関すること。 ○県災害対策本部など防災対策組織の整備に関すること。 ○防災施設の整備に関すること。 ○防災に関する教育、訓練に関すること。 ○国、市及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。 ○土砂災害の警戒情報の発令に関すること。 ○防災に必要な資機材などの整備、備蓄に関すること。 ○食料、飲料水その他生活必需品の備蓄に関すること。 ○危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○観光集客施設などの保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 【災害応急対策】 ○災害予警報など情報の収集及び伝達に関すること。 ○市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ○被災児童・生徒などに対する応急教育の実施に関すること。 ○救助法の適用に関すること。 ○災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 ○水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。 ○公共土木施設、農地及び農林水産用施設などに対する応急措置に関すること。 ○農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ○県管理施設などの維持管理及び確認証明書に関すること。 ○地域安全対策に関すること。 【災害復旧・復興】 ○公共土木施設、農地及び農林水産用施設などの新設、改良及び災害復旧・復興に関すること。 ○物価の安定に関すること。 ○義援金品の受領、配分に関すること。 ○災害復旧・復興資材の確保に関すること。 ○災害融資などに関すること。
県警察本部 (えびの警察署)	【災害予防】 ○災害警備計画に関すること。 ○通信確保に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○災害装備資機材の整備に関すること。 ○危険物などの保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 【災害応急対策】 ○緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 ○災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○被害実態の把握に関すること。 ○被災者の救助及び負傷者などの救護に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
県警察本部 (えびの警察署)		○行方不明者の調査に関すること。 ○危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、緊急安全確保の誘導に関すること。 ○不法事案などの予防及び取締りに関すること。 ○被災地、避難場所、重要施設などの警戒に関すること。 ○避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 ○交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 ○広報活動に関すること。 ○死体の見分・検視に関すること。
指定 地 方 行 政 機 関	九州管区警察局	【災害予防】 ○警備計画などの指導に関すること。 【災害応急対策】 ○広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 ○広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ○他の管区警察局との連携に関すること。 ○管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 ○災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ○警察通信の運用に関すること。 ○津波予報の伝達に関すること。
	九州管区警察局 (宮崎県情報通信部)	【災害応急対策】 ○広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること。 ○他の県情報通信部との連携に関すること。 ○災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ○警察通信運用に関すること。
	九州財務局 (宮崎財務事務所)	【災害応急対策】 ○災害時における金融措置に関すること。 ○国有財産などの無償貸付などの措置に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。 ○地方公共団体に対する災害融資に関すること。
	九州厚生局	【災害応急対策】 ○災害状況の情報収集、通報に関すること。 ○関係職員の現地派遣に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。
	九州農政局	【災害予防】 ○防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。 ○農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。 【災害応急対策】 ○農業関係被害の調査、報告に関すること。 ○災害時における病虫害の防除及び家畜の管理などに関すること。 ○応急食料(米穀及び乾パンを除く。)の調達、供給に関すること。 ○種子及び飼料の調達、供給に関すること。 【災害復旧・復興】 ○農業協同組合などの金融機関に対する融資などの指導に関すること。 ○農地・施設の復旧対策の指導に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	九州農政局	○農地・施設の復旧事業費の査定に関する事。 ○土地改良機械の緊急貸付に関する事。 ○被害農林漁業者などに対する災害融資に関する事。 ○技術者の緊急派遣などに関する事。
	九州農政局 (宮崎地域センター)	【災害予防】 ○応急用食料(米穀)の備蓄に関する事。 【災害応急対策】 ○災害時における主要食料の供給に関する事。
	九州森林管理局 (宮崎森林管理署)	【災害予防】 ○国有保安林・治山施設の整備に関する事。 ○林野火災予防体制の整備に関する事。 【災害応急対策】 ○林野火災対策の実施に関する事。 ○災害対策用材の供給に関する事。 【災害復旧・復興】 ○復旧対策用材の供給に関する事。
	九州経済産業局	【災害予防】 ○地盤沈下の防止に関する事。 ○石油・LPガス・火薬類などの各取扱業者に対する予防体制確立の指導などに関する事。 【災害応急対策】 ○災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事。 ○り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事。 ○電気・ガス・石油製品などの円滑な供給の確保に関する事。 【災害復旧・復興】 ○生活必需品・復旧資材などの円滑な供給の確保に関する事。 ○被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋(あっせん)に関する事。
	九州産業保安 監督部	【災害予防】 ○火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油及び電気施設などの保安確保対策の推進に関する事。 ○各取扱事業者に対する予防体制確立の指導などに関する事。 ○鉱山の保安に関する監督指導に関する事。 【災害応急対策】 ○火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスなどの危険物の保安確保に関する事。 ○鉱山における応急対策の監督指導に関する事。
	九州運輸局 (宮崎運輸支局)	【災害予防】 ○交通施設及び設備の整備に関する事。 ○宿泊施設などの防災設備に関する事。 ○所管事業者などへの災害に関する予警報の伝達指導に関する事。 【災害応急対策】 ○災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事。 ○災害時における輸送機関などの広報、宣伝指導に関する事。 ○災害時における輸送分担、連絡輸送などの調整に関する事。 ○緊急輸送命令に関する事。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	大阪航空局 (宮崎空港事務所)	【災害予防】 ○指定地域上空の飛行規制などその周知徹底に関すること。 ○航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。 ○遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。
	宮崎地方気象台	【災害予防】 ○気象状況の観測施設の整備に関すること。 ○防災気象知識の普及に関すること。 【災害応急対策】 ○災害に係る気象・地象・水象などに関する予警報の発表及び伝達に関すること。
	九州総合通信局	【災害予防】 ○非常通信体制の整備に関すること。 ○非常通信協議会の育成指導及び実施訓練などに関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における電気通信の確保に関すること。 ○非常通信の統制、管理に関すること。 ○災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
	宮崎労働局	【災害予防】 ○事業場における労働災害防止のための監督指導に関すること。 ○労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること。 【災害応急対策】 ○労働者の業務上の災害補償保険に関すること。
	九州地方整備局 (川内川河川事務所)	【災害予防】 ○気象観測通報についての協力に関すること。 ○防災上必要な教育及び訓練などに関すること。 ○災害危険区域の選定または指導に関すること。 ○防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ○雨量、水蒸気、水位などの観測体制の整備に関すること。 ○道路、橋りょうなどの耐震性の向上に関すること。 ○水防警報などの発表及び伝達に関すること。 【災害応急対策】 ○洪水予報の発表及び伝達に関すること。 ○水防活動の指導に関すること。 ○災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ○災害広報に関すること。 ○緊急物資及び人員輸送活動に関すること。 ○応急給水に関すること 【災害復旧・復興】 ○被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。 ○上水道などの応急工法の指導に関すること。 【その他】 ○国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害の応援に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定 地方 行政 機関	自衛隊 (陸上自衛隊、航空 自衛隊、海上自衛 隊)	【災害予防】 ○災害派遣計画の作成に関すること。 ○市防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 【災害応急対策】 ○災害派遣による県・市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。
指定 公 共 機 関	日本郵便(株)	【災害応急対策】 ○災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ○災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 ○災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。
	九州旅客鉄道(株)	【災害予防】 ○鉄道施設の防火管理に関すること。 ○輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 ○災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における鉄道車両などによる救援物資、避難者などの緊急輸送に関すること。 ○災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。 【災害復旧】 ○被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
	西日本電信電話(株) (宮崎支店) [NTT 西日本]*	【災害予防】 ○電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 ○応急復旧用通信施設の整備に関すること。 【災害応急対策】 ○津波警報、気象警報の伝達に関すること。 ○災害時における重要通信に関すること。 ○災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
	(認)日本銀行 (宮崎事務所)	【災害応急対策】 ○災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社 (宮崎県支部)	【災害予防】 ○災害医療体制の整備に関すること。 ○災害医療用薬品などの備蓄に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における医療助産など救護活動の実施に関すること。 ○避難所での活動、義援金品の募集、配分などの協力に関すること。

※ 西日本電信電話(株)は、県防災計画において「NTT 西日本」と記載されているため、本防災計画書においてもその名称を用いるものとする。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定 公 共 機 関	(特)日本放送協会 (宮崎放送局)	【災害予防】 ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの放送周知に関すること。 【災害応急対策】 ○緊急地震速報の伝達に関すること。 ○災害時における放送の確保対策に関すること。 ○避難所などへの受信機の貸与に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
	西日本高速道路株式会社(九州支社都城 管理事務所)	【災害予防】 ○管理道路の整備と防災管理に関すること。 【災害応急対策】 ○管理道路の疎通の確保に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災道路の復旧事業の推進に関すること。
	日本通運(株) (宮崎支店)	【災害予防】 ○緊急輸送体制の整備に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における救助物資、避難者などの緊急輸送の協力に関すること。 【災害復旧・復興】 ○復旧資機材などの輸送協力に関すること。
	九州電力(株) (宮崎支店)	【災害予防】 ○電力施設の整備と防災管理に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における電力の供給確保に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
指 定 地 方 公 共 機 関	宮崎交通㈱	【災害応急対策】 ○災害時における被災者のバスによる輸送に関すること。 ○災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること。 ○災害における学校、病院及び社会養護施設などの通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。
	㈱宮崎日日新聞社	【災害予防】 ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの報道周知に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における報道の確保対策に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。
	宮崎運輸㈱、センコー㈱、(社)宮崎県トラック協会	【災害予防】 ○緊急輸送体制の整備に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における救助物資、避難者などの緊急輸送の協力に関すること。 【災害復旧・復興】 ○復旧資機材などの輸送協力に関すること。
	㈱宮崎放送、㈱テレビ宮崎、㈱エフエム宮崎	【災害予防】 ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの放送周知に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における放送の確保対策に関すること。 ○避難所などへの受信機の貸与に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
	(公)宮崎県医師会 (西諸医師会)	【災害応急対策】 ○災害時における医療救護・助産の活動に関すること。 ○負傷者に対する医療活動に関すること。
	(社)宮崎県歯科医師会 ((社)小林えびの西諸歯科医師会)	【災害応急対策】 ○災害時における歯科医療の実施に関すること。 ○身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。
	(社)宮崎県薬剤師会	【災害応急対策】 ○災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。
	(社)宮崎県看護協会	【災害応急対策】 ○災害時における看護の実施に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定 地方 公共 機関	(社)エルピーガス協会	【災害予防、災害応急対策】 ○ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。 ○災害時におけるガス供給の確保に関すること。
	宮崎県管工事協同組合 連合会	【災害応急対策】 ○災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。
	(社)宮崎県警備業協会	【災害応急対策】 ○災害時における道路交通整理の補助に関すること。
	宮崎ケーブルテレビ(株)、 ピーティーヴィーケー ブルテレビ(株)、(株)ケーブ ルメディアワイワイ	【災害予防】 ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの放送周知に関すること。 【災害応急対策】 ○災害時における放送の確保対策に関すること。 ○避難所などへの受信機の貸与に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 【災害復旧・復興】 ○被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	土地改良区	【災害予防】 ○土地改良施設の整備に関すること。 ○農地湛水の防排除活動に関すること。 ○農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること。
	宮崎県農業協同組合中央会(えびの市農業協同組合)	【災害応急対策】 ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○農作物災害応急対策の指導に関すること。 ○農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋(あっせん)に関すること。 ○被災農家に対する融資斡旋(あっせん)に関すること。
	えびの市管工事協同組合	【災害応急対策】 ○災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。
	宮崎県森林組合(宮崎県森林組合連合会)	【災害応急対策】 ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○被災組合員に対する融資の斡旋(あっせん)に関すること。
	商工会議所(宮崎県商工会議所連合会)、えびの市商工会など商工業関係団体	【災害応急対策、災害復旧・復興】 ○市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。 ○救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
	金融機関	【災害応急対策】 ○被災事業者などに対する資金融資に関すること。
	病院など医療施設の管理者	【災害予防、災害応急対策】 ○避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。 ○災害時における病人などの収容及び保護に関すること。 ○災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
	社会福祉施設の管理者	【災害予防、災害応急対策】 ○避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
	学校法人	【災害予防、災害応急対策】 ○避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。
	危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	【災害予防】 ○安全管理の徹底に関すること。 ○防護施設の整備に関すること。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
公 共 的 団 体 及 び 重 要 な 施 設 の 管 理 者	小林地区建設業協会	【災害応急対策、災害復旧・復興】 ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○復旧資材の調達及び確保についての協力に関すること。
	えびの市建設業協力会	【災害応急対策、災害復旧・復興】 ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○復旧資材の調達及び確保についての協力に関すること。

第2節 市民及び企業の責務

基本法第7条第2項に定める「地方公共団体の住民は、防災に寄与するように努めなければならない。」との法の主旨に則り、市民は「自らの身の安全は自らが守る（自助）」という防災の原点に立ち、防災に関する知識習得、防災訓練などへの参加など日頃から自主的に災害に備える。また、災害時には自主的に相互救済活動を行うとともに、避難についての協力、応急措置への協力などの地域支援活動（共助）に努め、行政機関が行う防災活動（公助）と密な連携及び協力を行いつつ総合防災に向けた努力を行う。

企業などは、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を平常時から認識し、防災体制整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動との連携及び協力を行うものとし、被災後は速やかに事業継続に努め、地域再建の一翼を担うものとする。

第3節 減災に向けた市民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、市及び公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するため県と連携した市民運動の展開を図る。

このため、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 市の概況

第1節 市の概況

1 位置と面積

本市は、宮崎・熊本・鹿児島3県の県境、南九州のほぼ中心に位置している。市の北部は熊本県人吉市、錦町、あさぎり町、東部は宮崎県小林市、西部は鹿児島県伊佐市、湧水町、南部が霧島市に接している。

東経130度42分から130度59分まで、北緯31度55分49秒から32度7分49秒までの間にある。

市の総面積は282.93平方キロメートル、東西約26キロメートル、南北約22キロメートルであり、南から北に向かって緩やかに広がる扇の形をしている。



2 地形概要

本市の南部は、霧島錦江湾国立公園の最高峰である韓国岳をはじめ、甕岳、白鳥山などが“えびの高原”を囲むように連なり、その山すそは北側の市街地に向かって穏やかな傾斜台地をなしている。

北部は、九州山地南端にあたる国見山、鉄山などが連なり、この両山系に囲まれた中央部は平坦地で、霧島連山に源を発する長江川、池島川と九州山地に源を発する川内川が合流してこの盆地中央を西流し、鹿児島県薩摩川内市に至っている。宮崎県で川が西に流れるのは本市だけである。

3 地質概要

本市南方の山岳地帯は、霧島火山群の旧期溶岩と新期溶岩の二つからなり、市中央の平坦部は川内川を中心として河川の運搬・堆積作用に伴う砂礫・シルト・粘土からなる沖積層が厚く分布している。

山岳地帯の東半分は、四万十層群とシラス（火砕流堆積物）が混成しつつ分布し、また、西半分は加久藤カルデラに相当する安山岩類が、急傾斜の連続崖を構成している。その山麓部は、カルデラ壁の浸食後退によって火山扇状地状の地形が広がる。このため、本市は概観すると加久藤盆地と呼ばれる盆地地形を形成している。

なお、耕地の土質は、川内川流域の水田地帯では、ほとんど砂質または砂礫質の土壤あるいは粘性土からなり、畑地帯については霧島火山活動により噴出・堆積した火山灰土がほとんどを占め、より粒子のこまかい黒色土壌から構成されている。

4 気 象

本市の気候は、盆地特有の寒暖明白な内陸性気候である。昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、冬季には霧島連山を越す西風が霧島おろしとなって吹き荒れる。

降水量は多く、台風の経路にもあたっているため、たびたび台風や集中豪雨などの被害に見舞われている。

なお、過去の降水量、気温、風向・風速は次のとおりである。

表 加久藤地域観測所データ平成13年～令和2年の観測値

年	降水量(mm)			気温 (℃)					風向・風速(m/s)			日照
	合計	日最大	最大 1 時間	平均			最高	最低	平均 風速	最大		時間 (h)
				日平均	日最高	日最低				風速	風向	
平成 13 年	2073.0	147.0	41.0	15.7	21.2	10.7	37.0	-6.4	1.7	8.0	北北西	1884.0
平成 14 年	2314.0	151.0	34.0	15.9	21.2	11.1	35.3	-4.8	1.8	10.0	東	1886.1
平成 15 年	2853.0	369.0	49.0	15.9	21.5	11.0	35.6	-6.5	1.8	9.0	北西	1852.1
平成 16 年	2812.0	303.0	53.0	16.2	22.4	11.0	36.1	-6.0	1.9	10.0	北西	2107.8
平成 17 年	2155.0	254.0	49.0	15.5	21.3	10.5	35.9	-4.8	1.9	15.0	東南東	1933.1
平成 18 年	3563.0	405.0	64.0	16.3	22.2	11.3	37.1	-5.7	1.8	10.0	西北西	1859.2
平成 19 年	2101.0	162.0	32.0	16.3	22.4	11.2	36.5	-6.5	1.8	11.0	西北西	2023.1
平成 20 年	2889.5	173.0	63.0	15.6	21.5	10.7	36.5	-7.0]	1.6	10.0	北西	1887.7
平成 21 年	1906.0	151.0	36.5	16.0	22.1	10.8	34.4	-4.7	1.6	9.1	北西	1950.3
平成 22 年	3640.0	177.0	58.5	16.0	21.5	11.3	36.4	-5.5	1.8	9.0	西南西	1760.5
平成 23 年	3515.0	268.5	62.5	15.4	21.0	10.6	35.3	-5.9	1.9	9.8	北西	1850.9
平成 24 年	3104.5	173.0	50.5	15.2	20.9	10.4	35.7	-8.5	1.9	11.2	西	1777.8
平成 25 年	2573.0	195.0	66.5	15.9	21.8	10.6	36.8	-5.7	1.9	9.6	北西	2139.5
平成 26 年	2765.5	227.0	71.5	15.5	21.3	10.6	34.7	-5.7	1.9	10.6	北	1782.2
平成 27 年	3444.0	209.5	64.0	16.0	21.6	11.2	37.2	-4.1	1.8	10.4	東	1764.7
平成 28 年	3434.5	181.0	52.0	16.7	22.5	12.0	37.8	-12.0	1.8	13.2	北北西	1835.4
平成 29 年	2753.0	165.5	50.5	15.6	21.4	10.6	36.2	-6.4	1.8	14.6	北北西	1953.1
平成 30 年	2759.0	192.5	59.0	16.1	22.1	11.1	37.1	-6.3	1.8	17.7	北北西	1998.1
平成 31 年	2540.0	185.5	47.5	16.4	22.4	11.3	36.6	-4.3	1.7	8.8	北西	1897.4
令和 2 年	3872.0	276.5	74.5	16.2	22.2	11.0	39.4	-5.3	1.9	13.9	東	2048.3

(注) -7.0] : 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値を示す。

(出典 : 気象庁ホームページ 気象統計データ「加久藤地域観測所」より)

表 降水量の最大記録値1位～3位

気象要素名／順位	1位	2位	3位
日降水量 (mm) (観測年月日)	405 (平成18年7月22日)	369 (平成15年7月20日)	307 (平成9年9月16日)
日最大10分間降水量 (mm) (観測年月日)	25.5 (平成20年7月14日)	22.5 (平成23年6月19日)	21.0 (平成20年6月22日)
日最大1時間降水量 (mm) (観測年月日)	71.5 (平成26年6月4日)	66.5 (平成25年9月4日)	64.0 (平成27年6月3日)
月降水量の多い方から (mm) (観測年月)	1,576 (平成5年7月)	1,461.5 (平成23年6月)	1,435 (平成18年7月)
年降水量の多い方から (mm) (観測年)	5,272 (平成5年)	3,640.0 (平成22年)	3,563 (平成18年)

(出典 : 気象庁ホームページ「加久藤地域観測所での降水量の最大記録値1位～3位」)

5 人口

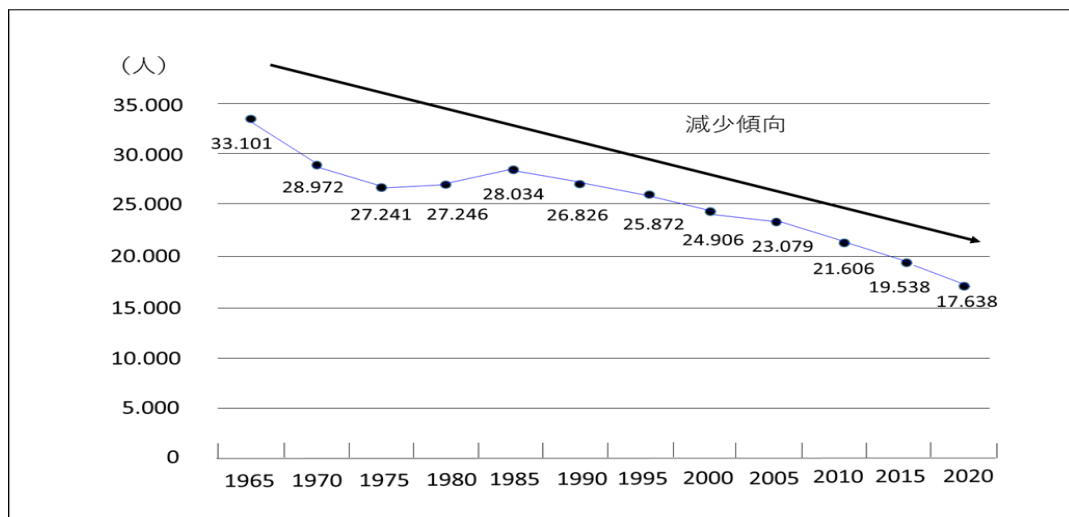
本市では、昭和 60 年の 28,034 人を一つの頂点とし、以降は人口減少が続き、平成 22 年では 21,606 人となっている。また、昭和 50 年以降の 30 年間で高齢化率は 30%を超え、高齢化も急速に進んでいる。

特に、本市では交通結節点としての利便性の高さから、県都宮崎市や鹿児島県方面、あるいは熊本県・福岡県といった都市圏との交通アクセスも極めて良く、いわゆる大都市が若者や地域の産業力をゆっくりと吸い上げていく「ストロー効果」が働いているものと推察され、労働世代である若手世代の減少率が大きくなっている。

このため、市域の都市機能をより適正に維持していく観点からは、20 歳代から 40 歳代にかけての若い世代や働き盛りの世代流出を抑制していくことが求められる。

なお、地区別にみると飯野地区が 10,158 人、加久藤地区 4,156 人、真幸地区 4,659 人となっている（令和 2 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口）。

図 えびの市の総人口の推移



(出典：各年の国勢調査報告書)

表 住民基本台帳による世帯数、地区別人口、高齢化率など

地区名	世帯数	住民基本台帳人口				65歳以上		14歳以下	
		男	女	合計		人口	割合	人口	割合
加久藤	2,053 世帯	1,935 人	2,221 人	4,156 人	男	3,428 人	38.3%	1,027 人	11.4%
飯野	5,152 世帯	4,865 人	5,293 人	10,158 人	女	4,585 人	45.7%	1,002 人	10.0%
真幸	2,468 世帯	2,152 人	2,507 人	4,659 人	合計	8,013 人	42.0%	2,029 人	10.7%
計	9,673 世帯	8,952 人	10,021 人	18,973 人					

(出典：住民基本台帳（令和 2 年 3 月 31 日現在）)

6 産 業

本市の就業者数については、一貫して減少傾向が続いている。産業別に見ると、本市の基幹産業である「第1次産業」については、昭和50年の8,083人から平成22年の2,530人と、就業者数は大きく減少しており、逆に、「第3次産業」については増加している。「第2次産業」については、平成2年を境に就業者数が減少に転じている。

7 沿 革

明治22年町村制の施行により飯野村、加久藤村、真幸村が誕生した。昭和15年4月3日に飯野村が町に、昭和25年4月1日に真幸村が町に、昭和30年2月11日に加久藤村が町になった。そして昭和41年11月3日、この三つの町が合併し「えびの町」、昭和45年12月1日に市制が施行されて「えびの市」となり、令和2年12月1日に市制50周年を迎え、現在に至っている。

8 道路・交通

平成16年の九州自動車道の全線4車線化により、宮崎自動車道と合わせて熊本・宮崎・鹿児島への近郊県都へは約1時間、福岡・北九州へは約2～3時間でアクセスが可能である。

国道については、221号（人吉市～都城市）、268号（水俣市～宮崎市）、447号（出水市～えびの市）があり、これに主要地方道3路線、一般県道8路線、市道984路線（令和3年4月1日現在）が一体となった交通ネットワークを形成している。

こういった広域・都市間の道路網が発達している一方で、市内の道路は道幅の狭い箇所が多く、機能性、安全性で課題を有している側面もある。

9 鉄 道

鉄道は、湧水町の吉松駅から都城市の都城駅に至るJR吉都線が東西に、JR肥薩線の吉松駅から人吉駅までの一部が、市を南北に走っている。

市内にはJR吉都線のえびの飯野駅、えびの上江駅、えびの駅、京町温泉駅、JR肥薩線の真幸駅の5駅がある。

第2節 既往災害の状況

宮崎県は、「台風銀座」と言われ、毎年、風水害などで甚大な被害を受けてきた。本市においても、過去に集中豪雨や台風による風水害あるいは土砂災害で被害が発生している。

1 台風

本市の台風による災害は、台風の経路が九州及び宮崎県の西部を通過するような経路の場合に発生しており、活発化した前線と台風による雨が加わった場合に大きな被害がみられる。

(1) 台風の経路

本県に災害をもたらす台風は、以下の4つの経路パターンがあり、そのうち被害が大きくなるものは、九州の南部に上陸し九州を縦断する経路、もしくは九州の西部に上陸し、九州を横断するものである。

ア 九州南部に上陸し、九州を縦断

イ 九州西部に上陸し、九州を横断

ウ 日向灘を北上

エ 九州西方海上を北上

(2) 台風の強さ

表 台風による日最大風速の状況（都城）

都城	風速 (m/s)	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1
	風向	南南東	南東	北東	北北東	南南東
	観測年月日	昭和20年 9月17日	昭和26年 10月14日	昭和29年 9月7日	昭和21年 7月29日	昭和30年 9月30日

(出典：宮崎県地域防災計画)

表 台風による日最大瞬間風速の状況（都城）

都城	風速 (m/s)	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6
	風向	南東	東	北東	東南東	南東
	観測年月日	昭和26年 10月14日	平成5年 9月3日	昭和29年 9月7日	昭和30年 9月29日	平成4年 8月8日

(出典：宮崎県地域防災計画)

表 台風による日最大及び日最大1時間降水量の状況（都城）

都城	日最大降水量 (mm) 観測年月日	429.0 平成17年 9月5日	400.5 昭和57年 8月26日	344.5 昭和46年 8月29日
	日最大1時間降水量 (mm) 観測年月日	76.5 平成20年 8月5日	72.5 平成18年 6月24日	72.0 昭和23年 7月14日

(出典：宮崎県地域防災計画)

2 集中豪雨など

本市では、梅雨前線や低気圧による集中豪雨で水害が多く発生している。これは、本市が霧島火山群の北側に形成された盆地状の地形を呈しており、上昇気流などが生まれやすく局所的な豪雨が発生しやすい地勢下にあることに起因するものと推察される。

下表は、気象庁ホームページによる加久藤地域観測所の降雨データの歴代順位であるが、豪雨時には日最大1時間降水量が60mmを超える降雨が発生していることを示している。特に、最近では平成23年6月15日から22日にかけての梅雨前線による大雨で床上浸水1棟、床下浸水14棟の被害などが発生している。

表 気象庁アメダス加久藤地域観測所による気象要素の歴代記録

要素名/順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日降水量(mm) 観測年月日	405 平成18年 7月22日	369 平成15年 7月20日	307 平成9年 9月16日	303 平成16年 8月30日	292 昭和54年 6月28日	昭和51年1月 ～平成26年6月
日最大10分間降水量(mm) 観測年月日	25.5 平成20年 7月14日	22.5 平成23年 6月19日	21.0 平成20年 6月22日	18.5 平成23年 8月15日	18.5 平成22年 6月29日	平成20年 3月 ～平成26年6月
日最大1時間降水量(mm) 観測年月日	71.5 平成26年 6月4日	66.5 平成25年 9月4日	64 平成18年 7月21日	63 平成20年 7月14日	63 平成18年 7月22日	昭和51年 1月 ～平成26年6月
月降水量の多い方から(mm) 観測年月	1,576 平成5年 7月	1,461.5 平成23年 6月	1,435 平成18年 7月	1,068 平成5年 6月	1,057 平成5年 8月	昭和51年 1月 ～平成26年5月
月降水量の少ない方から(mm) 観測年月	2.0 平成22年 1月	2 平成7年 12月	4 昭和63年 10月	6 昭和56年 12月	9 平成元年 11月	昭和51年 1月 ～平成26年5月
年降水量の多い方から(mm) 観測年	5,272 平成5年	3,640.0 平成22年	3,563 平成18年	3,515.0 平成23年	3,260 昭和55年	昭和51年 ～平成26年
年降水量の少ない方から(mm) 観測年	1,450 平成6年	1,872 昭和56年	1,906.0 平成21年	1,920 昭和63年	2,040 昭和53年	昭和51年 ～平成26年

(出典：気象庁ホームページ 気象統計データ「加久藤地域観測所」より抜粋)

3 地震

本県付近で発生した地震は、次の3つに大別され、そのうち日向灘に震源を持つ地震が最も多く、その被害も大きい。

ア 日向灘に震源を持つ地震（海溝型地震）

※東海・東南海・南海の南海トラフによる巨大地震

イ えびの市、小林市付近に震源を持つ地震

（内陸直下型、あるいは霧島火山群のマグマ活動に伴う火山性の群発地震）

ウ 鹿児島県地方に震源を持つ地震

（内陸直下型の地震）

4 市の地域における災害の記録

えびの市の地域における過去の主要な災害は次のとおりである。

表 市の地域における過去の主な災害状況

年月日	種別	地区名	災害の規模	被害額 (千円)	備 考
昭和 35 年 1 月 10 日	火災	旧飯野町 公民館	延焼2,762㎡	33,514	火災による被害：3棟
昭和 40 年 7 月 5 日	地すべり	旧真幸町 西内堅	土砂流出：30.0ha 決壊：1.8ha 堰堤4箇所決壊	不明	避難家屋：29世帯 107人 家屋取壊：11戸
昭和 43 年 2 月 21 日	地震	市内全域	マグニチュード 6.1	6,455,352	死 者： 3人（鹿児島県内） 負 傷 者： 35人 家屋損壊：6,642戸 り災世帯：3,477世帯 市内328箇所の山腹崩壊
昭和 47 年 7 月 6 日	山津波	西内堅	土砂流出：30万m ³	1,338,777	死 者： 3人 行方不明： 1人 り災世帯：27世帯
平成 9 年 9 月 16 日	台風19号	市内全域 及び京町 地区周辺	総雨量 白 鳥：588mm 満 谷：548mm 京 町：335mm	2,182,365	全 壊： 2棟 2世帯 3人 一部破損： 4棟 4世帯 7人 床上浸水：122棟 115世帯 330人 床下浸水：214棟 212世帯 466人
平成 18 年 7 月 18 日 ～23 日	平成18年 7月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	加久藤(アメダス) 総雨量 1,023mm 24時間雨量 502mm	1,690,689	半 壊： 94棟 77世帯 170人 一部破損： 11棟 10世帯 25人 床上浸水： 92棟 73世帯 161人 床下浸水：181棟 208世帯 374人
平成 23 年 6 月 15 日 ～22 日	平成23年 6月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	梅雨前線による 大雨	300,265	床上浸水： 1棟 床下浸水：14棟

（出典：宮崎地方気象台ホームページ、宮崎県における災害文化の伝承（平成18年3月））

表 川内川と長江川における過去の主な水位状況

○川内川真幸観測所における水防団待機水位		2m40cm	
〃	はん濫注意水位	3m30cm	
〃	避難判断水位	4m00cm	
〃	はん濫危険水位	4m70cm	
〃	計画高水位	5m75cm	(平成24年12月1日現在)
◆川内川真幸観測所における過去の時間ごとの水位状況			
平成9年9月16日	午前7時30分	2m53cm	
	午前9時30分	3m31cm	
	午後0時30分	5m04cm	
	午後4時00分	3m63cm	
平成18年7月22日	午後2時20分	5m54cm	
	午後4時07分	5m40cm	
○長江川柳ヶ本橋における水防団待機水位		1m50cm	
〃	はん濫注意水位	2m30cm	
〃	避難判断水位	2m30cm	
〃	はん濫危険水位	3m40cm	(平成27年4月1日現在)

(出典：えびの市庁内資料)

第3節 被害想定

第1 風水害等

風水害等とは、台風や集中豪雨、豪雪・寒気の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。

よって、本防災計画の策定にあたっては、本市の特性及び過去の災害事例などを考慮し、次の風水害等を想定する。

1 水 害

霧島連山に源を発する長江川、池島川と九州山地に源を発する一級河川である川内川が市内にて合流し、えびの盆地平野部を西流しつつ鹿児島県薩摩川内市へと流下している。このため、本市域はこれらの河川の運搬作用などによって肥沃な土地となっており、県下有数の穀倉地帯となっている。しかし、盆地内を流れるこれらの河川は、過去から幾多の洪水による水害をもたらしてきた。その原因としては、川内川上流域にもたらされた豪雨が河川水となって大量に流れ込んでくること、加えて元々豊富な地下水かん養源である霧島連山の水やえびの盆地北側に形成されている加久藤カルデラの急崖からの水が短時間で盆地内に一気に流れ込んでくることなどにより、一時的にはあるが盆地平野内が河川も含めた表層水で飽和状態となってしまうことがあげられている。

したがって、水害については、内水はん濫による浸水履歴箇所や水防上重要となる箇所での水害、さらに川内川における河川改修状況や支流の流下能力ならびに市域の地表地形の高低などを考慮して想定されている国や県の浸水想定区域を被害想定区域と考える。

2 雪 害

日本海側から到来する寒波は、霧島山、九州山地の山沿いを中心に降雪、強い上空の寒気による積雪、凍結等により鉄道・道路交通障害、送電線、通信障害への影響、水道管破裂・漏水、家屋等の破損、農作物への被害となるおそれが考えられる。

3 土砂災害

市域の北部には加久藤カルデラの急崖が広がっており、また、南部には霧島火山群に含まれる急峻な山地が広がっている。このため、市域には急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）や土石流などの土砂災害、深層崩壊や岩盤崩壊などの大規模災害が起こりやすい地域が含まれている。

本市には、土砂災害警戒区域等箇所が230箇所存在する。さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき県が指定した土砂災害警戒区域が令和3年2月末時点で土

石流が 81 渓流、急傾斜地が 142 箇所、地すべりが 4 箇所存在する。また、土砂災害警戒区域より危険度が高い土砂災害特別警戒区域は、令和 3 年 2 月末時点で土石流が 58 渓流、急傾斜地が 139 箇所となっている。したがって、土砂災害については、これらの土砂災害危険区域や箇所を被害想定区域と考える。

表 県指定の土砂災害警戒区域など指定状況

(単位：箇所数)

市町名	土砂災害 警戒区域等箇所数		土砂災害警戒区域等 指定箇所数								区域 設定率 (%)
			土石流		急傾斜地		地すべり		計		
	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	
小林市	667	607	156	124	509	483	2	0	667	607	83.0
えびの市	230	200	82	60	143	140	5	0	230	200	98.7
高原町	133	127	19	15	114	112	0	0	133	127	94.7
小計	1,030	934	257	199	766	735	7	0	1,030	934	88.0

※ 土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊などが発生した場合には住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」(土砂災害防止法第 6 条第 1 項)に該当する区域のことをいう。

※ 土砂災害特別警戒区域とは、「警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊などが発生した場合には建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」(土砂災害防止法第 8 条第 1 項)に該当する区域のことをいう。

※ 土砂災害警戒箇所は、国が示した調査要領に基づき抽出された、土砂災害が発生するおそれのある箇所をいう。法律に基づく指定区域(急傾斜地崩壊防止区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流における砂防指定地並びに土砂災害特別警戒区域)ではないため、行為の制限などはない。

(出典：小林土木事務所資料(令和 4 年 3 月末現在))

表 土砂災害警戒区域等の警戒区域箇所の状況

(単位：箇所数)

管轄	警戒区域箇所のランク	急傾斜地
えびの市	ランクⅠ	33
	ランクⅡ	106
	ランクⅢ	3
	計	142

※ 危険箇所のランク

Ⅰ：保全対象人家が 5 戸以上(5 戸未満であっても、官公署、学校、病院などのほか災害時要配慮者施設のある場合)の箇所

Ⅱ：保全対象人家が 1 戸以上 5 戸未満の箇所

Ⅲ：保全対象人家が 0 戸の箇所(急傾斜地崩壊危険箇所または土石流危険渓流に準ずる箇所)

(出典：小林土木事務所資料(令和 3 年 2 月末))

第2 地震

令和3年3月に県がまとめた「宮崎県地震被害想定調査」結果を踏まえ、県想定地震のうち「えびの－小林地震」を市における地震被害の想定地震とする。

1 宮崎県地震被害想定調査による本市における被害想定概要

表 宮崎県地震被害想定調査における本市に係る想定地震の概要

想定する地震	日向灘南部地震	日向灘北部地震	えびの－小林地震
M（マグニチュード）	7.6	7.6	6.5
長さ（km）	70	70	25
幅（km）	40	40	15
走向 θ （°）	N15E	N20E	N60W
傾斜 δ （°）	20	20	90

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

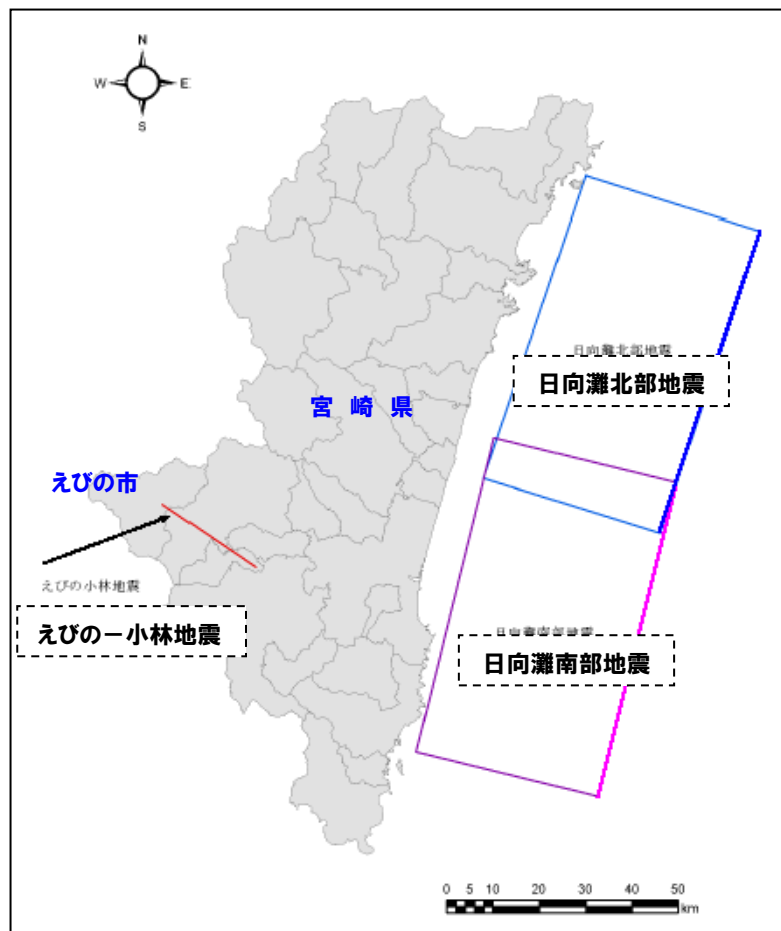
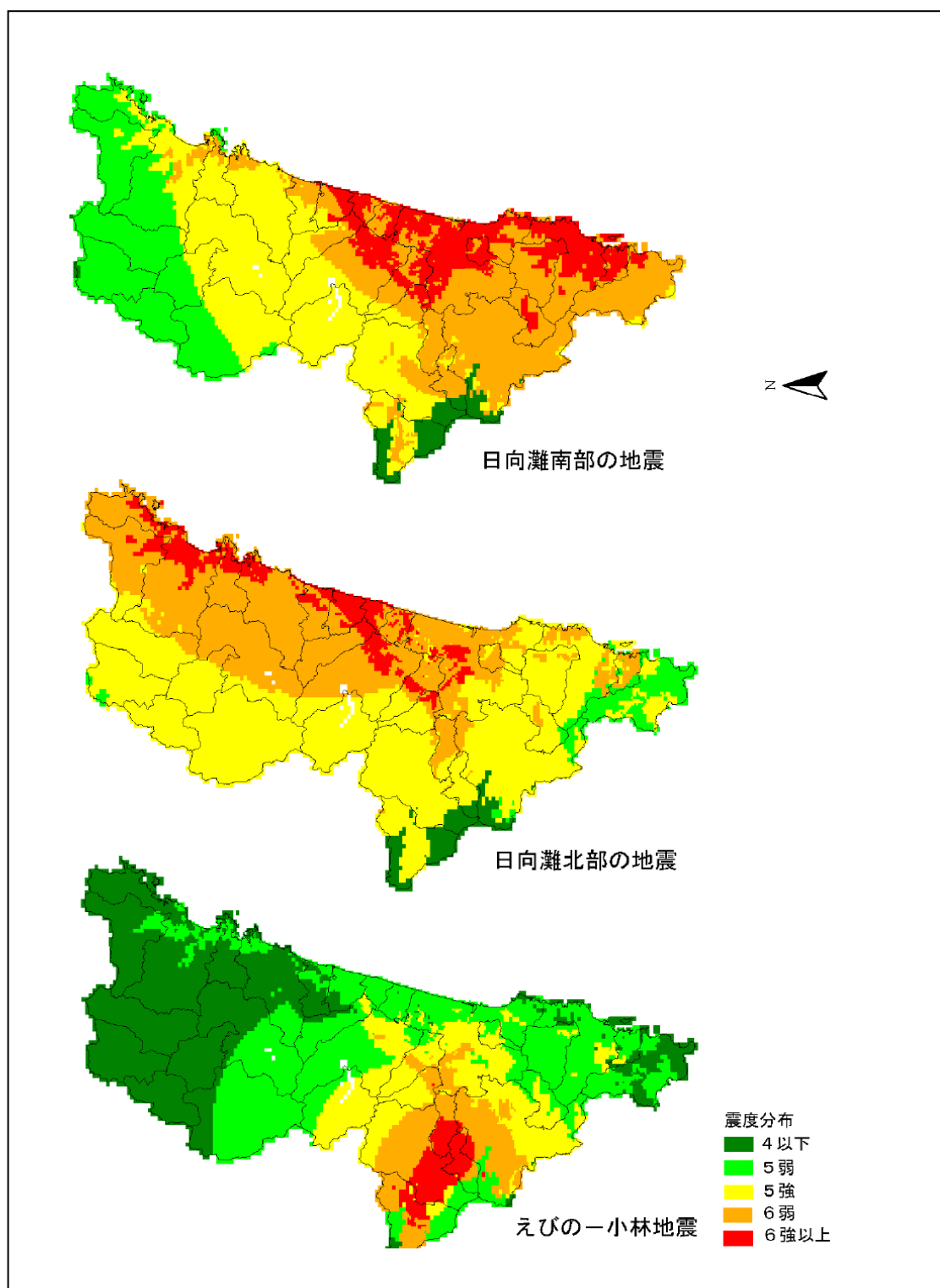


図 宮崎県地震被害想定における想定断層の位置

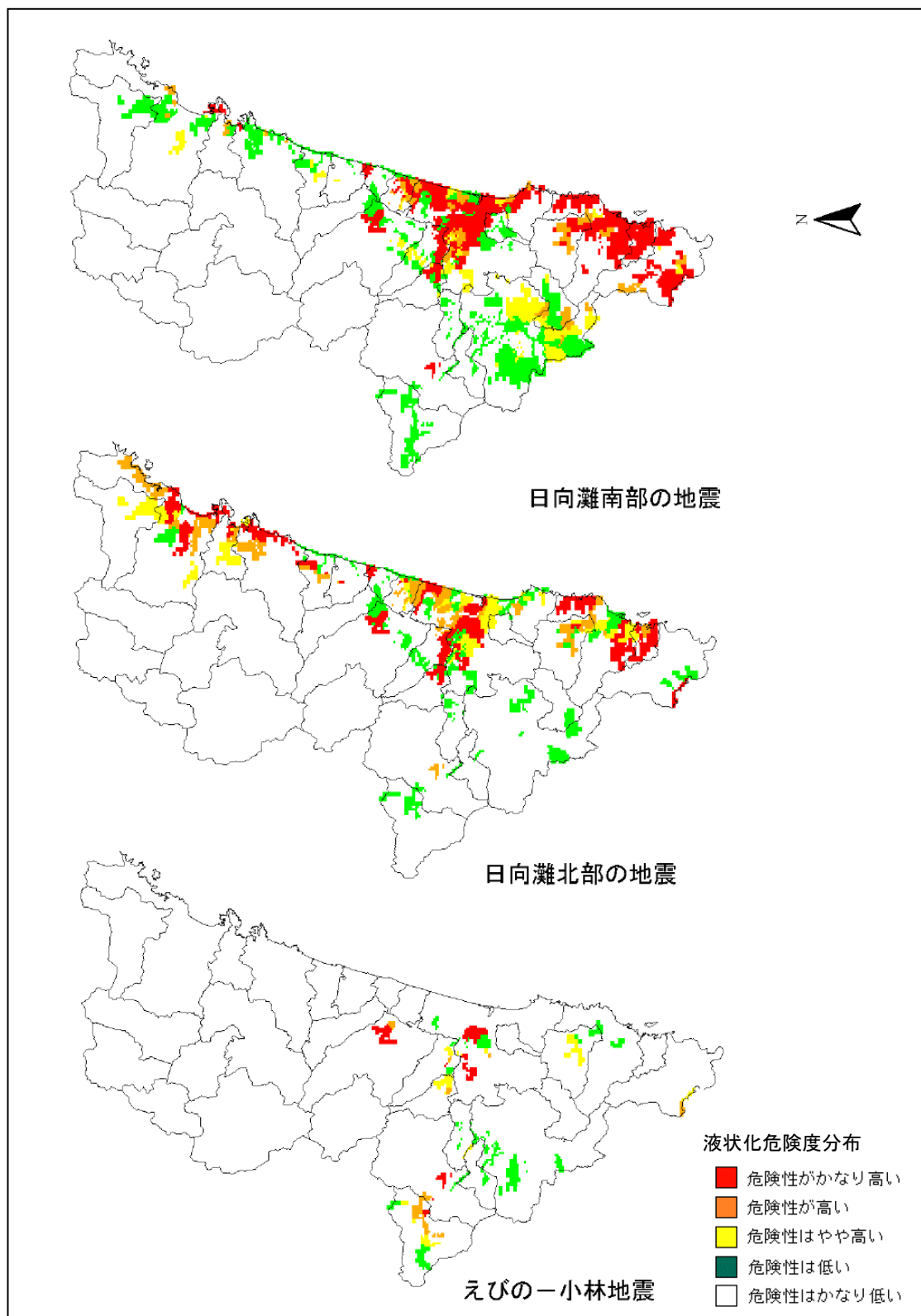
※ 日向灘北部・南部地震は想定範囲として示す。（出典：宮崎県地震被害想定調査）

ア 震度及び液状化危険度



(出典：宮崎県地震被害想定調査)

図 震度分布図



(出典：宮崎県地震被害想定調査)

図 液状化危険度分布図

イ 想定被害の概要

表 建物被害

地震種別 被害内容	木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)		合 計 (棟)	
	(a) 全 壊	(b) 半 壊	(c) 大 破	(d) 中 破	(a+c) 木造全壊・ 非木造大破	(b+d) 木造半壊・ 非木造中破
日向灘南部地震: 地震動+液状化	0 (0.00)	18 (0.09)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 —	18 —
日向灘南部地震: 地震動	0 (0.00)	18 (0.09)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 —	18 —
日向灘北部地震: 地震動+液状化	0 (0.00)	5 (0.02)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 —	5 —
日向灘北部地震: 地震動	0 (0.00)	5 (0.02)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 —	5 —
えびの一小林地震: 地震動+液状化	363 (1.78)	1,443 (7.07)	1 (0.02)	56 (1.01)	364 —	1,499 —
えびの一小林地震: 地震動	363 (1.78)	1,443 (7.07)	1 (0.02)	56 (1.01)	364 —	1,499 —

※下段の()内は被害率(%)

(出典:宮崎県地震被害想定調査)

表 人的被害

(単位:人)

地震種別 被害内容	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの一小林地震			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	7	9
重傷者数	1	1	1	1	0	0	0	0	24	24	24	24
軽傷者数	20	20	20	20	8	8	8	8	474	474	475	475
長期避難者数	16	16	16	16	4	4	4	4	1,656	1,657	1,658	1,660

(出典:宮崎県地震被害想定調査)

表 出火件数

地震種別 被害内容	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの一小林地震				消防力
	夏		冬		夏		冬		夏		冬		延焼阻止可能件数(件)
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
炎上出火数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	6
市街地延焼に至る出火数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
焼失棟数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	—

表 ライフライン施設被害

施設種別	配管延長 (km)	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの一小林地震	
		被害 箇所数 (箇所)	被害率※ (箇所/km)	被害 箇所数 (箇所)	被害率※ (箇所/km)	被害 箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
上水道	444.00	8	0.02	2	0.00	1,172	2.64

※被害率は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを表示している。

施設	支持物数 (基)	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの一小林地震	
		被害 支持物数 (基)	被害 架空線数 (条・スパン)	被害 支持物数 (基)	被害 架空線数 (条・スパン)	被害 支持物数 (基)	被害 架空線数 (条・スパン)
電力施設	11,695	0	0	0	0	107	273
通信施設	11,145	0	0	0	0	110	281

(出典：宮崎県地震被害想定調査)

2 市における地震被害想定

市における地震被害について、次のとおり想定する。

なお、国の中央防災会議が平成24年8月末に示した南海トラフによる巨大地震での最大震度については、本市では震度5強～震度6強とされており、県レベルでの被害は、九州地方が最も大きく被災するケースとして、別表に示すデータが公開されている。

ア 「えびの一小林地震」における予想震度

市内の大部分で震度6弱及び6強の揺れが想定される。

イ 「えびの一小林地震」における液状化発生の可能性

河川沿いの低地などの軟弱地盤地域では、液状化が発生する危険性がかなり高い。

ウ 人的被害

建物倒壊などによる死者が9人程度（夜）、重軽傷者は24人程度と想定される。

エ 建物被害

木造建物の全壊率は1.78%、木造全壊・非木造大破は364棟と想定される。

オ 出火件数

出火件数は炎上出火が5件（冬・夜）程度と予測される。

カ ライフライン

液状化による危険性の高い地域で被害が大きくなることが予想される。

水道管、電力、通信とも大きな被害が予想される。

別表

南海トラフ巨大地震の被害想定

※想定ケース①：内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動の想定結果に基づくケース

※想定ケース②：県が独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づくケース

表 建物被害

（全半壊棟数）

被害内容 想定ケース種別	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合 計（棟）	
	全壊 （棟）	半壊 （棟）	全壊 （棟）	半壊 （棟）	全壊 （棟）	半壊 （棟）	焼失 （棟）	全壊・ 焼失 （棟）	半壊 （棟）
想定ケース① 冬 18 時	約 130	約 850	約 280	約 1,500	—	—	約 10	約 420	約 2,300
想定ケース② 冬 18 時	約 130	約 850	約 250	約 1,400	—	—	約 10	約 390	約 2,200

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

表 人的被害

（死傷者数）

被害内容 想定ケース種別	建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀他		合 計（人）	
	死者 （人）	（家具）	負傷者 （人）	（家具）	死者 （人）	負傷者 （人）	死者 （人）	負傷者 （人）	死者 （人）	負傷者 （人）	死者 （人）	負傷者 （人）
想定ケース① 冬深夜	約 20	—	約 310	約 10	—	—	—	—	—	—	約 20	約 310
想定ケース① 夏 12 時	約 10	—	約 190	約 10	—	—	—	—	—	—	約 10	約 190
想定ケース① 冬 18 時	約 10	—	約 220	約 10	—	—	—	—	—	—	約 10	約 220
想定ケース② 冬深夜	約 20	—	約 280	約 10	—	—	—	—	—	—	約 20	約 290
想定ケース② 夏 12 時	約 10	—	約 180	約 10	—	—	—	—	—	—	約 10	約 180
想定ケース② 冬 18 時	約 10	—	約 210	約 10	—	—	—	—	—	—	約 10	約 210

（要救助者数）

被害内容 想定ケース種別	揺れによる建物倒壊 に伴う要救助者数（人）			合 計 （人）		
	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
自力脱出困難者数（想定ケース①）	約 40	約 20	約 30	約 40	約 20	約 30
自力脱出困難者数（想定ケース②）	約 30	約 20	約 30	約 30	約 20	約 30

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

表 ライフライン被害

(上水道)

被害内容 想定ケース種別	給水人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
想定ケース①	約 19,000	約 18,000	93%	約 13,000	69%	約 7,200	38%	約 1,100	6%
想定ケース②	約 19,000	約 18,000	93%	約 13,000	68%	約 7,100	37%	約 1,100	6%

(電力)

被害内容 想定ケース種別	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
想定ケース①	約 14,000	約 12,000	84%	約 4,200	31%	約 490	4%	約 50	0%
想定ケース②	約 14,000	約 12,000	84%	約 4,200	31%	約 470	3%	約 40	0%

(通信) 固定電話

被害内容 想定ケース別	回線数 (回)	被災直後		被災 1 日後	
		不通回線数 (回)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
想定ケース①	約 8,200	約 6,900	84%	約 2,500	31%
想定ケース②	約 8,200	約 6,900	84%	約 2,500	31%

被害内容 想定ケース別	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
	不通回線数 (回)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
想定ケース①	約 30	0%	—	0%
想定ケース②	約 20	0%	—	0%

(通信) 携帯電話

被害内容 想定ケース別	被災直後		被災 1 日後	
	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク
想定ケース①	12%	A	43%	C
想定ケース②	12%	A	43%	C

被害内容 想定ケース別	被災 4 日後		被災 1 週間後	
	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク
想定ケース①	16%	—	13%	—
想定ケース②	16%	—	13%	—

※携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい B：つながりにくい C：ややつながりにくい (出典：宮崎県地震被害想定調査)

表 生活への影響

(避難者)

被害内容 想定ケース別	被災1日後			被災1週間後		
	避難者 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)	避難者 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)
想定ケース①	約 1,100	約 690	約 460	約 2,900	約 1,400	約 1,400
想定ケース②	約 1,100	約 640	約 430	約 2,800	約 1,400	約 1,400

被害内容 想定ケース別	被災1ヶ月後		
	避難者 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)
想定ケース①	約 2,100	約 630	約 1,500
想定ケース②	約 2,000	約 610	約 1,400

—：わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害想定を把握する目的で実施しており、ある程度幅を持って見る必要がある。

(出典：宮崎県地震被害想定調査) 令和2年3月23日

第3 火山噴火災害

この計画の策定にあたっては、霧島火山を対象として、次に掲げる規模の火山噴火に伴う災害を想定する。

なお、霧島火山とは基本的には霧島山と同義であり、「霧島火山防災マップ」によると、「霧島山は比較的小規模な火山が集まってできた火山群である。」と定義されており、霧島火山防災検討委員会報告書（平成20年3月）などによれば、火山防災対策面の同義で「霧島火山」を用いている。よって、本防災計画では地形的な意義では霧島山または霧島山系を用い、火山活動や対策などを指す場合には「霧島火山」と示す。

1 予想災害

ア 噴出岩塊

噴火口から4kmの範囲に直径10cmの岩塊が落下する。

イ 降下火砕物

風下側20kmで20cm以上堆積する（霧島火山上空は偏西風の影響で西風が卓越している。）。

ウ 火砕流

霧島火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石などが溢れ出ることで発生するものと考えられる。

エ 溶岩流

溶岩流は地形的低所に沿って流下する。

オ 火山泥流・土石流

霧島火山やその周辺地域の山地にて、上流域に多量の降下火砕物が堆積した所や非溶結の火砕流が堆積した溪流から発生する危険が高い。

カ 空振

被害は100km離れた地域に及ぶこともある。

キ 斜面崩壊

噴気活動や火山性の地震に伴って発生するもので、火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。

ク 地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発

熱水によって地盤が変質して脆弱化し、地すべりが発生しやすくなる。また、噴気帯からは有毒な火山ガスが噴出する。さらに、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。

2 被害想定

被害想定は、享保元年（1716 年）の 9 月 26 日に発生した噴火と同程度の被害を想定する。

○負 傷 者： 31 人

○焼失家屋： 600 戸

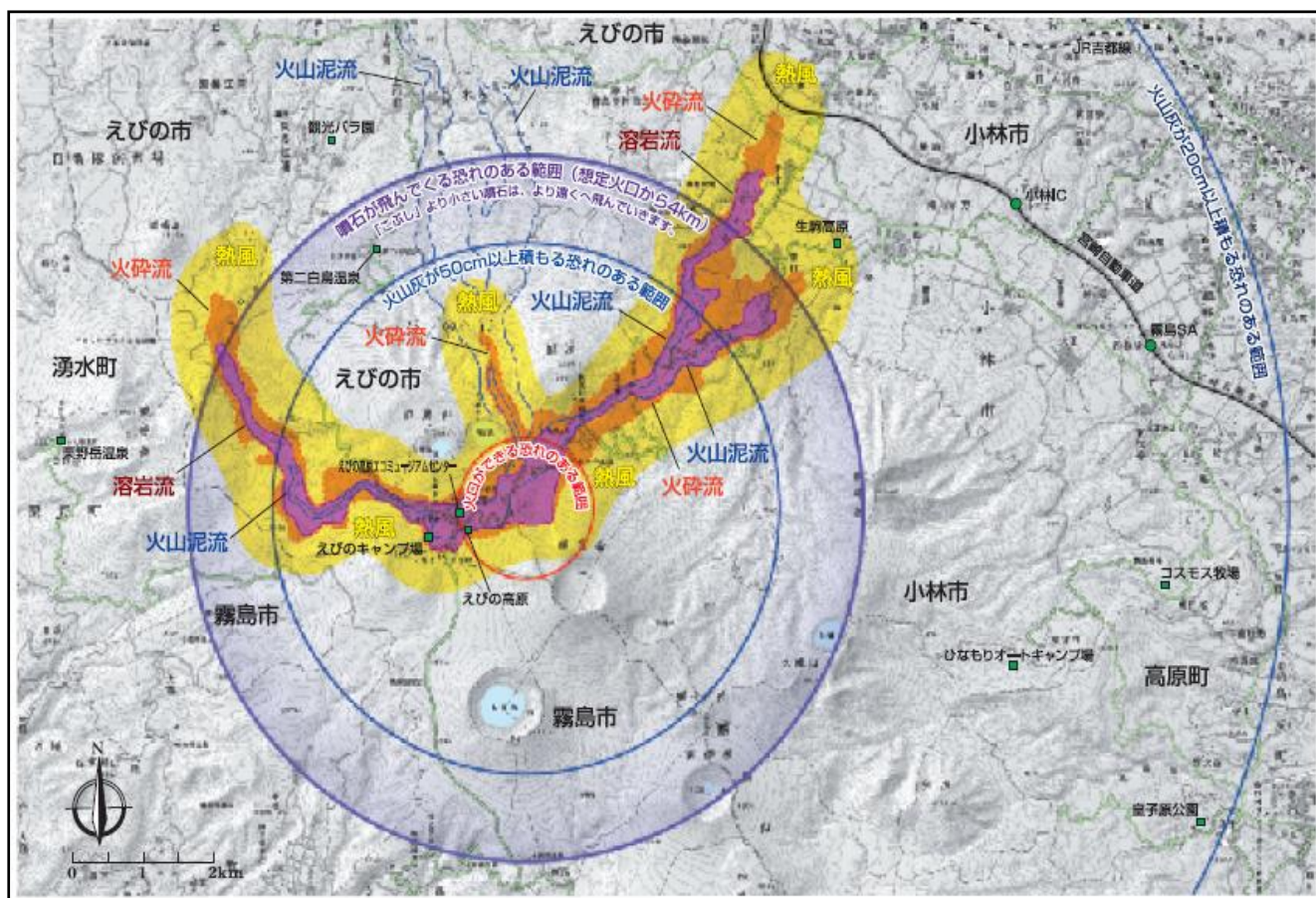


図 霧島火山における災害予測図（えびの高原周辺が火口となった場合）

（出典：霧島火山防災マップ，（平成21年3月現在））

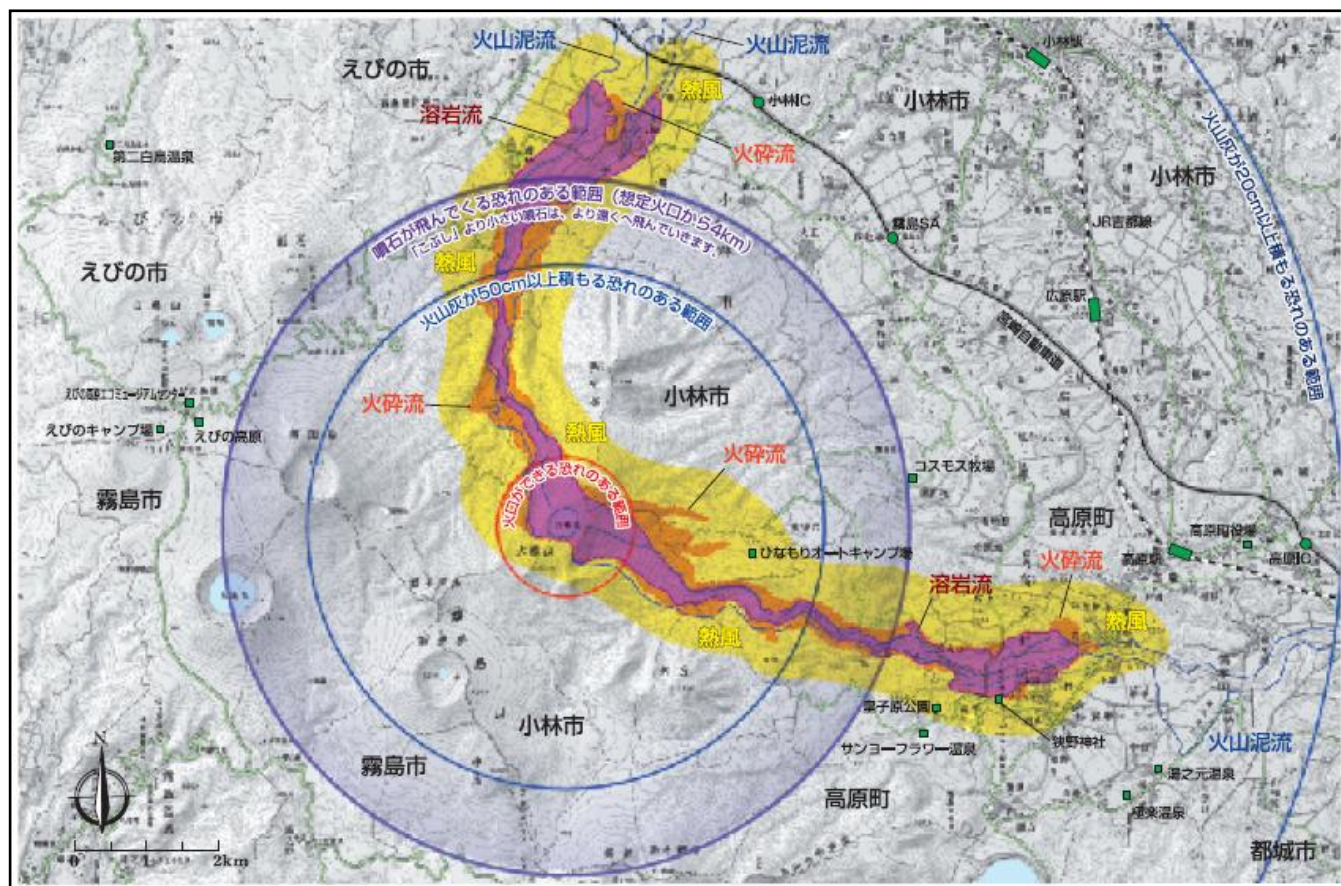


図 霧島火山における災害予測図（大幡池が火口となった場合）

（出典：霧島火山防災マップ，（平成21年3月現在））

第4章 防災ビジョン

第1節 防災上の課題

1 本市において予想される災害

(1) 梅雨前線及び台風時期の大雨による災害

- ア 土砂災害（急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべり、大規模深層崩壊など）
- イ 水害（河川はん濫や鉄砲水、内水はん濫など）

(2) 地震による災害

- ア 建物の倒壊及びそれに伴う人命被害
- イ 土砂災害（急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）や大規模深層崩壊など）
- ウ 地震による火災
- エ ライフライン被害

(3) 霧島火山噴火による災害

- ア 火山噴火に伴う人命被害
- イ 火山噴火に伴う家屋の焼失
- ウ 火山周辺地域での土砂災害（火山泥流、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべりなど）

(4) 原子力発電所の事故による災害

- ア 大気中の放出される放射性物質（プルーム）による被害
- イ 沈着した放射性物質による被害

(5) 各種の大規模事故による災害

- ア 危険物事故による被害
- イ その他大規模事故による被害

2 本市における防災上の問題点

ア 霧島連山の山麓部や加久藤カルデラ近傍の谷底平野に集落が形成される地域があり、風水害の形態として急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）や土石流、地すべりあるいは大規模深層崩壊などの土砂災害が発生するおそれがある。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準施行（昭和56年6月1日施行）以前の木造住宅が多く、内陸直下型の大規模地震が発生した場合には、住宅の倒壊による人命被害や主要交通網の寸断などのライフライン被害が広い範囲で発生するおそれがある。

ウ 河川のはん濫により浸水する可能性のある地域があるほか、川内川の河川水位上昇に伴って盆地や窪地などで内水はん濫が発生する可能性がある。また、市街地の

平地部では冠水により農作物などに大きな被害が発生するおそれがある。

エ 霧島火山が噴火した場合には、噴火規模や形態（噴火シナリオ）によっては、市域において被害が発生するおそれがある。

オ 市域が広範囲なため、大規模かつ広域での災害発生時に、応急対策の迅速な対応が困難となる可能性がある。

3 本市における防災上の課題

- ①土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険がある地区における警戒避難体制の確立
- ②川内川、長江川の浸水想定区域周辺における水害に対する警戒避難体制の確立
- ③地震時に倒壊する危険の高い木造住宅に対する耐震化の促進
- ④霧島火山が噴火した場合における警戒避難体制の整備
- ⑤要配慮者に対する避難支援体制の整備
- ⑥災害時に孤立する可能性がある集落の安全確保対策
- ⑦自主防災活動の取り組みや活動意識に関する温度差

4 本市における防災対策の基本

（１） 土砂災害警戒区域における避難体制などの整備

土砂災害警戒区域などの風水害時において、土砂災害の危険が高い区域については、明確な避難判断基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる必要がある。

ア 円滑な避難警戒のために必要な事項の住民への周知

- （ア） 避難関連情報及び発令基準の明確化（避難指示等）
- （イ） 土砂災害に対して安全な避難場所の確保及び住民への周知
- （ウ） 情報伝達手段の整備（市防災行政無線、広報（消防団車両による広報を含む。）、電話など）

イ 避難体制の整備

- （ア） 自治会・集落ごとの安全な避難場所確保（土砂災害などの危険性のない公共施設など）
- （イ） 避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）
- （ウ） 要配慮者に対する避難支援体制の整備

（２） 浸水想定区域における避難体制などの整備

市は、浸水想定区域については、国及び県が作成した浸水想定区域図に基づいて、えびの市防災ハザードマップを作成・公表する。

洪水や内水はん濫により浸水被害の発生が予想される区域において、住民の安全を確保するため、えびの市防災ハザードマップの最新情報への更新、住民への周知及び定期的な水位情報などの住民への伝達など、警戒避難体制の整備を進める必要がある。

また、浸水想定区域において河川はん濫などによる浸水が予想される場合には、明確な避難判断基準（水位など）に基づき、住民を早期に避難させる必要がある。

ア 情報などの住民への伝達

- (ア) 避難関連情報及びその発令基準の明確化（避難指示等）
- (イ) 水害に対して安全な避難場所の確保及び住民への周知
- (ウ) 情報伝達手段の整備（市防災行政無線、広報（消防団車両による広報を含む。）、電話など）

イ 避難体制の整備

- (ア) 自治会・集落単位での安全な避難場所の確保（浸水想定区域外の公共施設など）
- (イ) 避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）
- (ウ) 要配慮者に対する避難支援体制の整備

(3) 木造住宅の耐震対策の推進

阪神・淡路大震災の最大の教訓は、地震による死者の大部分が住宅倒壊によって圧死したものであり、東日本大震災では津波による被害が主であった。本市周辺においても内陸直下型地震（えびのー小林地震）や日向灘地震などの海洋型地震などによる大規模な震災が発生する可能性があり、住宅の耐震化や構造強化の推進が必要である。よって、耐震診断及び耐震改修の実施を推進する必要がある。

(4) 要配慮者避難支援対策の推進

大きな災害が予想される場合には、早期避難などにより高齢者や障がい者など要配慮者の生命の安全を確保することが必要である。また、要配慮者の安否確認や避難生活環境の整備も必要であり、要配慮者を継続的に支援する体制整備が求められている。

ア 情報伝達

- (ア) 気象情報や避難に関する情報などを周知する情報伝達網の整備
- (イ) 要配慮者を対象とした情報伝達体制の整備

イ 高齢者等避難の活用

- (ア) 避難指示に加えて高齢者等避難の早期発信
- (イ) 高齢者等避難に基づく要配慮者の早期避難体制の整備

ウ 避難支援体制の整備

- (ア) 自主防災組織などによる要配慮者の避難支援の実施
- (イ) 福祉ボランティアや避難支援協力者などによる避難支援の体制整備
- (ウ) 市災害対策本部に要配慮者の避難支援などを担当する「民生対策部要支援者対策班」の設置とそれらによる効果的な支援体制の確立

エ に対する対策の強化

- (ア) 災害時における安否確認体制の整備
- (イ) 緊急入所や福祉避難所設置などによる要配慮者の安全な環境の確保
- (ウ) 民生対策部要支援者対策班による継続的な支援体制の確立

(5) 孤立集落対策の推進

本市域には交通が途絶するような孤立集落そのものは存在しないが、土砂災害や浸水などより迂回路が長くなるなど、市の地形特性も相まって交通支障が大きくなる可能性を有している。

したがって、市は災害時においてもこうした地区を中心として交通の確保や安全な避難場所の確保などを図るよう努めておく必要がある。

ア 交通の確保

- (ア) 国道・県道など市内幹線道路の整備
- (イ) 土砂災害などから市道を守る施設の整備
- (ウ) ヘリコプターによる空からの緊急交通手段の確保

イ 安全な避難場所の確保

- (ア) 土砂災害や水害などに対して安全な避難場所の確保
- (イ) 孤立しても一時的な生活を維持できる装備の確保（備蓄、非常用電源、調理器具など）
- (ウ) 通信手段の整備（インターネット、災害時優先電話、衛星携帯など）

ウ 自主防災組織の育成

- (ア) 集落独自で避難誘導できる自主防災組織の育成
- (イ) 避難場所における自主防災組織による管理、運営

第2節 防災対策の重点（防災ビジョン）

本市の特性及び近年における災害の教訓などを踏まえ、次の事項を本市における防災計画の柱とする。

1 大地震から人命を守る住宅の整備

本市は海洋型地震の日向灘地震（南海トラフの巨大地震）及び内陸直下型のえびのー小林地震が想定される。震度としての評価は、内陸直下型も海洋型も最大震度 6 強であるが、後者は長周期地震であり地震動の周期によって、揺れ自体は大きいものの建物被害などは少ない場合もあり得る（東日本大震災での被害傾向より）。このため、地震としては縦揺れにて短周期で激しく揺れる内陸直下型地震による被害が大きくなるものと考えられる。

他方、近接する霧島火山については、現在も活発な火山活動を行っており、噴火が本格化した場合には市域直下にあるマグマの上昇に伴った「火山性地震」の群発も懸念される。

したがって、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進していくことにより、住宅の倒壊から人命を保護することが必要である。

2 集中豪雨時における情報伝達及び避難体制の構築

地球温暖化が進展し、近年、1 時間雨量が 100 mmを超えるような局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が多発するなど予想しなかった災害（同時多発的な大規模土砂災害など）が発生している。

本市は、集落が霧島火山や加久藤カルデラ壁の山すそ部や谷底低地に立地する地域があり、集中豪雨などによって土砂災害の発生する危険性が高い。

したがって、土砂災害に係る情報伝達体制を整備し、孤立化などを事前に回避するための有効な避難体制を確立することで、市民を災害から守ることが必要である。

3 要配慮者の避難支援体制の構築

少子高齢化の進展により高齢者の独居世帯が増加するなど、災害時に支援を必要とする高齢者、障がい者などの要配慮者が増加しつつある。要配慮者は、災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっている。

よって、地区別に要配慮者の避難を支援する体制として、避難支援協力員と自主防災組織などとの連携強化や地域福祉支援システムの有効活用を図り、災害時における要配慮者を地域一体となって守ることが必要である。

4 「防災階層の構築」による災害に強いまちづくり

市は、次の階層的な防災体制の構築を研究ならびに推進し、災害時における市域全体の安全性の向上を強化していく必要がある。このため、この防災階層の最も基礎的な部分をなす自治会（自主防災会）での防災活動のあり方が、市全体の防災力に大きな影響を与える。そこで、自主防災活動の課題を簡易的な自治会長ヒアリング等により抽出し、整理した結果、以下の点が自治会（自主防災会）の今後に向けた大きな課題として総括された。

ア 自主防災活動の取り組みや活動意識に関する各自主防災会での温度差は、住民の防災意識の「高低」から生まれているのではなく、地域全体の高齢化の進展などによる自主防災組織としての機動力の低下や活動力の減衰による。

イ 避難については、各自治会（自主防災会）から市指定避難所までの距離や高低差、あるいは各地域での地縁・縁故関係の強弱など、それぞれの地域事情が存在するため、早期の避難行動を心理面からためらう住民も高齢者を中心に極めて多く、自主防災会の共通した課題として認識されている。

ウ 多くの自治会が、昼間は中・高齢者や婦女子しか在宅していないため、昼間時の災害発生に伴う避難や避難支援について課題を有しており、地域内での一次退避的な避難施設の整備が望まれている。

エ 自主防災組織間の平常時における連絡体制は構築されているが、災害時の相互支援や具体的な連携のあり方の検討については、各自治会（自主防災会）も今後の対応課題と認識している。

オ 「避難することをためらう高齢者」や「災害経験の少ない若者や子供達」に対する防災意識の改革・改善のため、市と各地区の小・中学校ならびに自治会（自主防災会）が一体となった図上訓練の実施や災害経験や応急対策技術（技巧）の伝承を学校教育と連携して積極的に行っていくことが今後の防災力向上につながる。

以上を踏まえて、本市では以下のような防災ビジョンを掲げ、市域全体の安全性向上に努めていく。

（１） 防災の基本単位である自治会（自主防災会）単位での防災力の向上

ア 一次退避のための地区内の安全な避難所の整備、施設機能の向上

イ 避難誘導や救助など災害初動活動を担う自主防災会の相互連携に向けた取り組み

ウ 地域の避難支援要員の拡充、要配慮者をバックアップする地域の絆づくり

エ 災害時に必要となる水、食料などの物資の自主的な備蓄や相互支援体制の確立

オ 災害時における住民の救助や要配慮者の避難支援に必要な防災資機材の整備

カ 過去の災害対応経験や地区で乗り越えた災害の経験、防災対策技術（技巧）などの伝承（災害教訓の伝承や地域と一体となった防災教育の充実）

（２） 防災地区 [小・中学校区程度]

ア 災害時における避難所整備並びに地域の防災拠点施設としての機能向上に向けた

取り組み

- イ 複数の自治会(自主防災会)が災害時に相互に連携・協力した体制での防災訓練(図上訓練による課題抽出も含む。)の取り組み
- ウ 学校教育カリキュラムへの地域型防災訓練の実施に向けた環境整備
- エ 災害時に必要となる地域での資機材などの備蓄
- オ 災害時における医療救護所など避難生活の環境整備に向けた各種取り組み
- カ 災害時における地区内の物資集積所や一次退避施設としての施設機能整備
- キ 災害時における地区ボランティア拠点としての施設整備

5 安全な避難所などの整備

近年、大災害などによる長期にわたる避難生活で、トイレの不足、就寝環境などプライバシー欠如などから多大なストレスを生じ、健康を損ねるケースが多い。

とりわけ、高齢者や障がい者、女性や乳幼児などの要配慮者の場合には、ハンデキャップを心理的に抱えることが多く、周囲への応援や支援を必要以上に自重してしまうなど、より深刻な心理的なストレスを自ら抱え込むなどの課題を有している。

したがって、市は次の対策を推進することによって、災害発生時において安全な避難生活環境を確保し、住民の健康を精神面も含めて確保していく必要がある。

- ア 避難所として安全な建築物の確保
- イ 要配慮者の専用空間の確保(要配慮者の態様に配慮した健全避難者との空間を分離した形での収容)
- ウ 避難所における施設機能等の改善
 - (ア) 水・食料の確保、備蓄設備や調理設備等の整備
 - (イ) 情報通信手段、災害情報の伝達手段の整備(テレビ・ラジオなど)
 - (ウ) 炊き出しや調理に必要となる非常用電源や燃料の確保
 - (エ) 空調設備やプライバシー確保のための整備(パーティション、避難空間上部の覆い措置等)
 - (オ) トイレの確保(男女別、障がい者用多目的トイレなどの整備)
 - (カ) 女性や乳幼児に配慮した多目的空間の整備
- エ 救護・避難者の健康相談等のための空間の確保

6 防災拠点の整備

大規模な災害が発生した場合において、迅速で円滑な応急対策活動を実施するためには、各種防災拠点の平常時からの整備が必要である。整備の必要な防災拠点としては次の施設などである。

- ア 避難場所及び避難所
- イ 物資集積・配給拠点

- ウ ヘリポート（防災救急ヘリコプターやドクターヘリの離着陸場）
- エ 医療・救護拠点

7 自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備

防災は、住民自身による「自助」、住民間の協働による「共助」及び行政による「公助」が、それぞれの役割を的確に分担することによって、より有効な力を発揮するものである。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

(1) 住民による自助

住民は、災害による被害を防止または軽減するため、次の事項を積極的に実行する。

- ア 災害時における自身の安全の確保方法及び避難手段の確立
- イ 防災知識の習得、防災意識の高揚
- ウ 家族や親戚との平常時からの連絡手段の確立
- エ 災害時に備えた水、食料の自主備蓄
- オ 防災訓練や地域の避難訓練への積極的な参加
- カ 自主防災組織やボランティア活動への積極的な参加
- キ 自らの住宅の安全性の確保（耐震化）

(2) 自主防災組織などによる共助

住民は自主防災組織などに参画し、災害による被害を防止または軽減するため、次の事項を積極的に実行する。

- ア 防災訓練、地域の避難訓練への積極的な参加（防災コミュニケーション）
- イ 防災資機材の使用法習得による防災力の向上
- ウ 要配慮者の避難支援
- エ 災害時における住民の救助
- オ 災害時における初期消火
- カ 災害時における被災者の搬送
- キ 災害時における避難所の自主的運営
- ク 災害時におけるボランティアとの協力・連携

(3) 行政による公助

行政は、災害による被害を防止または軽減するため、次の事項を積極的に実行する。

- ア 防災知識の普及、防災意識の啓発
- イ 自主防災組織などの育成と防災資機材の整備
- ウ 防災訓練、避難訓練の実施
- エ 防災活動体制、通信体制の整備
- オ 消防力、消防水利などの整備
- カ 救助・救急体制の整備

- キ 公共建築物、公共施設の強化（耐震化）
- ク 災害に強いまちづくりの推進
- ケ 避難計画の作成及び避難所の整備
- コ 災害ボランティア活動を支援する環境整備など
- サ 要配慮者避難支援体制の整備
- シ 食料、飲料水、生活必需品の備蓄
- ス 防疫体制の整備
- セ 廃棄物処理体制などの整備